平成22年4月1日

要綱

改正 平成25年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、自治会、集合住宅、入所系介護施設及び私立保育園に大型生ごみ処理機(以下「処理機」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内において購入費等の一部を補助することにより、生ごみの減量化及び資源化を促進し、もって資源循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 生ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に 定める一般廃棄物のうち、食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄された食 品残さをいう。
  - (2) 大型生ごみ処理機 微生物、電気等を用いて生ごみを減量化又は資源化することを目的 として製造された処理能力が1日10キログラム以上の機器をいう。
  - (3) 自治会 自治会又は町内会として市に届け出ている団体をいう。
  - (4) 集合住宅 市内のマンション、テラスハウス等の2世帯以上の共同住宅をいう。
  - (5) 入所系介護施設 介護保険法(平成9年法律第123号)の介護老人福祉施設及び介護老 人保健施設をいう。
  - (6) 私立保育園 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第39条に規定する保育所であって、公立の保育所以外のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、処理機を購入し、又は賃借して自らが発生させた生ごみを処理しようとする自治会若しくは集合住宅の代表者又は入所系介護施設若しくは私立保育園を運営する法人とする。

(補助金額)

- 第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 自治会又は集合住宅の場合
    - ア 購入するとき 処理機の本体費用に設置費用を加えた額に3分の2を乗じて得た額とし、1世帯当たり3万円を限度額とする。
    - イ 賃借するとき 処理機の賃借費用に設置費用及び保守費用を加えた額に3分の2を乗

じて得た額とし、1世帯当たり3万円を限度額とする。

- (2) 入所系介護施設又は私立保育園の場合
  - ア 購入するとき 処理機の本体費用に設置費用を加えた額に2分の1を乗じて得た額と し、入所系介護施設の場合は1床当たり3万円、私立保育園の場合は定員1人当たり1万 円をそれぞれ限度額とする。
  - イ 賃借するとき 処理機の賃借費用に設置費用及び保守費用を加えた額に2分の1を乗 じて得た額とし、入所系介護施設の場合は1床当たり3万円、私立保育園の場合は定員1 人当たり1万円をそれぞれ限度額とする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 市長は、第1項第1号イ及び第2号イに規定する補助金を5年を限度として複数年に分割して交付することができるものとする。

(交付申請)

- 第5条 補助対象者は、あらかじめ大型生ごみ処理機購入費等補助金交付申請書(第1号様式。 以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
  - (1) 見積書
  - (2) 仕様書
  - (3) 事業計画書(第2号様式)
  - (4) その他市長が必要があると認める書類
- 2 補助対象者は、前条第3項の規定により複数年に分割して補助金の交付を受けるときは、申 請書を年度ごとに提出するものとする。ただし、2年目以降の申請に当たっては、前項各号の 書類の添付は要しない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、大型生ごみ処理機購入費等補助金交付決定通知書(第3号様式。以下「決定通知書」という。)により補助対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第7条 市長は、補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付することができる。
  - (1) 処理機を設置した日から5年(以下「補助対象期間」という。)以上継続して使用すること。
  - (2) 処理機の設置場所は、逗子市内とし、自らが発生させた生ごみを適正に処理できる場所とすること。
  - (3) 処理機による生成物を資源化目的に利活用し、又は適切に処理すること。

- (4) 処理機を市長の承認を得ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、休止し、譲渡し、 交換し、貸し付け、又は担保に供さないこと。ただし、補助対象者が補助金の全額を市に返 還したとき又は補助対象期間を経過したときは、この限りでない。
- (5) 処理機を常に良好な状態で維持管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (6) 処理機に係る関係書類を整理し、補助対象期間内保管すること。
- (7) その他市長が必要があると認めること。

(計画変更の承認)

第8条 補助対象者は、申請書の内容に変更があるときは、あらかじめ大型生ごみ処理機事業計画変更申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更はこの限りでない。

(補助金の請求)

- 第9条 決定通知書を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、大型生ごみ 処理機購入費等補助金交付請求書(第5号様式。以下「請求書」という。)に領収書又は契約 書の写しを添付し、市長に提出するものとする。
- 2 決定通知書を受けた補助対象者は、第4条第3項の規定により複数年に分割して補助金の交付を受けるときは、請求書を年度ごとに提出するものとする。ただし、2年目以降の請求に当たっては、領収書又は契約書の写しの添付は要しない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、請求書の提出があったときは、現地調査等を実施し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、大型生ごみ処理機購入費等補助金額確定通知書(第6号様式。以下「確定通知書」という。)を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、請求書の提出があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

- 第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定 を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を目的外又は不当に使用したとき。
  - (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第13条 補助対象者は、補助対象期間内の年度ごとに大型生ごみ処理機購入費等補助金実績報告書(第7号様式)に必要書類を添付し、速やかに市長に提出するものとする。

(市に対する協力)

第14条 補助対象者は、市が行うごみの減量化・資源化施策に協力するものとする。 (委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。